

世田谷区立新 B O P における放課後児童健全育成業務にかかる
労働者派遣契約プロポーザル実施要領

1 契約の概要

(1) 契約予定件名

世田谷区立新 B O P における放課後児童健全育成業務にかかる労働者派遣

(2) 目的

世田谷区では、放課後の児童の安全・安心の活動の場として、世田谷区立新 B O P において放課後児童健全育成業務を実施しており、その運営を区の正規職員及び会計年度任用職員等で担っている。

このうち、特に会計年度任用職員については、毎月募集を実施するなどの採用活動を行っているところだが、必要な資格や技量を有し、かつ正規職員並みの日数が勤務可能な人材を十分に確保することが困難なことから、今般、労働者派遣による人材確保を行い、安定的な事業運営を図る。

(3) 契約内容

世田谷区立新 B O P における放課後児童健全育成業務の従事者の派遣。

【派遣労働者の業務内容】

- (1) 児童の遊びと生活の指導に関すること。
- (2) 児童の安全管理、健康管理に関すること。
- (3) 児童の活動状況の把握と家庭への連絡に関すること。
- (4) 要配慮児童の指導と関係機関等との連携に関すること。
- (5) 職員（新 B O P 学童クラブ事業に従事する常勤の職員及び再任用短時間勤務職員）及び新 B O P 事務局長の職務の補助に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、新 B O P 運営に関し、所属長の指示する事項
- (7) 研修の受講
区と事業者の協議により研修日を設定し、派遣労働者は区による研修に参加することとする。
- (8) 児童の受入準備業務
机・椅子等備品の並替え等設営、室内・備品等清掃消毒、児童の情報共有等のためのミーティング参加等
- (9) 児童の受入業務
保護者との電話対応、児童の検温、児童の手指消毒の補助、児童の受付時の整列・誘導・呼びかけ等
- (10) 児童への間食等提供業務
間食等会場の食前・食後の清掃・消毒、児童の整列・誘導・呼び

かけ、配膳、食器等備品の洗浄・消毒、アレルギー児童にかかわる業務等

(1 1) 児童の活動準備業務

活動スペースの開錠、机・椅子等備品の並替え等設営

(1 2) 児童の活動の見守り業務

学童クラブ室内外の活動の場への児童の誘導・支援業務・児童の遊びと生活の指導

(1 3) 児童の退所管理業務

児童の退所仕度支援および補助、保護者等お迎えへの児童引き渡し、校門等までの児童の付き添い、世田谷区新BOP学童クラブ登退所管理システム端末操作、連絡帳の記入・管理、児童台帳に関すること

(1 4) 児童の緊急対応業務

児童課、児童館長、新BOP事務局長および児童指導職員からの指示に基づく緊急時の対応業務（原則として時間外労働の予定はない）

(1 5) その他、指揮命令者の指示すること

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※事業所単位の派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日は令和8年8月1日であり、派遣期間を延長した場合、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの契約とするが、派遣期間を延長しなかった場合、令和8年4月1日～令和8年7月31日までの契約とする。

※令和9年度～令和10年度についても新たな契約を結ぶことも認める。なお、契約は単年度ごとに締結するものとし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを継続的な契約締結の条件とする。ただし、派遣期間を延長した場合とする。

2 提案限度額

1時間の時間単価を1事業者あたり：4,180円（消費税・地方消費税込）以下とする。ただし、区と協議のうえ20人を超えて派遣する場合は同じく1名あたり1時間の時間単価を4,180円（消費税・地方消費税込）以下にて派遣できるものとする。

労働報酬下限額対象予定案件

3 プロポーザル方式を採用する具体的な理由

区立新BOPにおける放課後児童健全育成業務においては、放課後の児童の安全・安心な活動の場を運営するにあたり、配慮を要する児童への対応、間食提供時のアレルギー対応、児童のケガや災害発生時等緊急時の対応等、指揮命令者

の指示を正確に理解し、的確な作業が必要である。その業務の従事者の派遣を受けるにあたっては、区の要求水準を満たす技術を有する必要数の労働者を確実に派遣できる安定した能力が派遣元の事業者求められる、事業者の能力によって本件事業の目的の達成に大きな差が生じることから、事業者の実績及び能力等により比較審査して選定できるプロポーザル方式を採用する必要がある。

4 参加資格要件

本件の参加者は、次に掲げる資格を満たしている単体の法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。
 - ①履歴事項全部証明書
 - ②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）
 - ③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）
 - ④財務諸表（過去 2 年間）
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号）に基づく厚生労働大臣による一般労働者派遣事業許可を得ている事業者であること。
- (6) 「世田谷区立新 B O P における放課後児童健全育成業務にかかる労働者派遣事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。委員は以下のとおり。

委員長 子ども・若者部長 松本 幸夫

委員 子ども・若者部 児童課長（子ども・若者部 副参事（児童施策推進担当）を兼務） 渡邊 祐士

学校教育部 地域学校連携課長 渡部 健二郎

総務部 人事課長 山田 一哉

子ども・若者部 児童館長 白石 雄一郎

5 手続き、説明書の交付期間及び場所

(1) 担当部署

世田谷区子ども・若者部児童課 担当：中島・深澤・酒井・木戸浦

所在：世田谷区世田谷 4 丁目 2 1 番 2 7 号

世田谷区役所第 2 庁舎 2 階 2 0 番窓口

電話：03(5432)2583 FAX：03(5432)3016

(2) 説明書の交付期間及び場所

交付期間：令和7年9月9日（火）～令和7年9月24日（水）

（土・日曜、祝祭日を除く）

交付場所：上記（1）窓口にて交付（区ホームページよりダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限及び場所

提出期限：令和7年9月24日（水）午後5時まで（必着）

提出場所：上記（1）窓口へ持参または郵送

※郵送による提出の場合、到着確認の連絡を必ず行うこと。

(4) 提案書・見積書の提出期限及び提出場所

提出期限：令和7年11月7日（金）午後5時まで（必着）

提出場所：上記（1）窓口へ持参または郵送。なお、後日メールにて提案書及び見積書のデータを区に提出すること。

※メールアドレスは招請通知にて記載する。

6 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

7 提案書・見積書に求める内容

別紙「世田谷区立新BOPにおける放課後児童健全育成業務にかかる労働者派遣提案要求説明書」のとおり。

8 提案書を特定するための評価基準

別紙「世田谷区立新BOPにおける放課後児童健全育成業務にかかる労働者派遣提案要求説明書」のとおり。

9 提案書の審査方法（審査員の構成等）

(1) 選定委員会の構成

委員長 子ども・若者部長

委員 子ども・若者部 児童課長（子ども・若者部 副参事（児童施策推進担当）を兼務）

学校教育部 地域学校連携課長

総務部 人事課長

子ども・若者部 児童館長

(2) 審査方法

審査においては、上記8の評価基準に基づき審査員が提案書等を評価した採点結果により、点数の優れた事業者から最大3事業者を契約候補者として選定する。この業務は、区内の新BOP学童クラブを3ブロックに分け、ブロックごとに事業者へ委託する業務であるため、区が指定するブロックの交渉権を付与

することとする。

1 0 決定通知

審査結果は、令和7年12月下旬に文書にて発送する予定。

1 1 プロポーザル実施日程

9月9日（火） 公募開始

9月24日（水） 参加表明書提出期限（午後5時まで）

10月7日（火） 区への質問期限

10月21日（火） 区の質問回答期限

11月7日（金） 提案書・見積書提出期限（午後5時まで）

12月上旬～中旬 審査、事業者プレゼンテーション及びヒアリング

12月下旬 事業者あて結果通知発送予定

3月 契約締結

1 2 その他

- ・手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- ・契約保証金 免除
- ・契約書作成の要否 要
- ・当該契約に直接関連する他の契約を当該契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- ・関連情報を入手するための照会窓口 「5（1）」に同じ
- ・提出期限以降における参加表明書、提案書、見積書の差替え又は再提出は認めない。
- ・参加表明書、提案書、見積書の作成・提出などにかかる費用については、区では一切負担しない。
- ・提出された参加表明書、提案書、見積書は返還しない。
- ・提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- ・提案書の提出後に4の資格要件に該当しないこととなった者、及び提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- ・本件に関して区から受領した書類は、区の事前承諾なしに本件の提案書作成以外の目的に使用してはならない。
- ・本案件は、提案限度額を「1時間の時間単価を4,180円以下」としている。ただし、区と協議のうえ20人を超えて派遣する場合は同じく1名あたり1時間の時間単価を4,180円（消費税・地方消費税込）以下にて派遣できるものとする。区との契約では単年度で予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象とな

る。

- ・本案件は、令和８年度契約の準備行為であり、予算配当がない場合は契約できません。